

經濟論叢

第九十八卷 第一號

カール・コルシュの實踐の弁証法 …………… 平 井 俊 彦 1

金輸出禁止繼續の論理 (1917—1919) (1) …… 小 野 一 一 郎 15

ドイツ革命と社会化論争 …………… 阪 上 孝 30

ポーランド社会主義運動とその思想 …………… 竹 本 信 弘 47

昭和四十一年七月

京都大學經濟學會

金輸出禁止継続の論理 (1917—1919) (1)

——對外投資の変化に関連して——

小 野 一 一 郎

かつて私は松井清教授の編集にかかる『近代日本貿易史』第3巻(1963年)において「金解禁の動因について一野呂栄太郎の金解禁論をめぐって」と題した小論を書いたことがある。私がこの一文を草したのは、それ自体が私の史的興味をそそるものであったばかりではなかった。それは金解禁なる事態が、あるいみで、当時わが国が当面していた固定為替相場制下の貿易・為替の自由化(それは現在も継続中であるが)なる事態と本質的な同一性と史的連続性をもち、したがってその動因を明らかにすることが当面する現実に対しても若干の示唆を含みうると考えられたからであった。このような問題意識から、そこでは、第1次世界大戦後とくにいわゆる相対的安定期以後(割期としてはワシントン会議以後)の国際的な潮流(国際協調・通貨安定→金本位復帰)の中で、この潮流に乗りおくれた日本が最後的に合流をとげる論理を追跡したのである。いわばそれは金解禁をなさんとしてなしえざる状態からなさざるべからざる状態への推移の論理を取り上げたものであった。

本稿は上記の小論に接続するものとして、(もっとも先に進むのではなく、後退するのであるが)その前史をとり上げるものである。それはあるいみで金解禁をなしうるになさざる状態にあった時期でもあった。なぜ日本はその時期において金輸出禁止を継続したのか。それはさきにのべた時期での金解禁遅延の理由の基礎を提供したいみにおいても、またそれが、日本資本主義の絶えず再生される1つの側面を明らかにするいみにおいても重要性をもっているのである。なお一言おことわりすれば、ここでも私の視野は主として問題の国際的関連(対外的側面)に向けられている。

I

「大正6年(1917年)の9月何が故に吾国は金の輸出を禁止したのであらうか。如何なる情勢の下にそれが行われたのであらうか。これが初端の問題である。」(大内兵衛「金輸出禁止史論」、『経済学論集』第5巻第4号, 1927年)

第1次大戦の勃発とともに世界各国はほとんど何らかの形において金本位制を停止するにいたった。そして日本も、1917年(大正6年)9月12日(日本の金本位実施以来満20年をむかえる僅かに半月前)、アメリカの第1次大戦への参加にともなう同年9月7日の金銀輸出禁止令(9月10日実施)につづいて、「金貨幣又金地金輸出取締」に関する大蔵省令(第28号)を公布(即日実施)した。

この省令は金貨・地金輸出の要許可制、金貨の蒐集、鋳潰しの禁止を内容とするものであって、表面上は金輸出の絶対的禁止でないようにみえ、事実同年の金銀輸出許可申請手続の公布(9月14日)につづいて、翌1918年9月4日にその輸出申請手続の改正をも公布(大蔵省告示第151号)しているが、実際には一度も民間に対しては許可を与えず(在外正貨の払下げは行ったが)、絶対的な禁止と同様であった。『明治大正財政史』第13巻, 95-96頁)この省令が金輸出禁止令といわれたのもそのためであった。

さらにこの省令は表面上兌換銀行券条令第1条に規定された金貨の兌換を禁止しているものではなかったが、金の輸出禁止、金貨の蒐集、鋳潰し、毀傷の禁止規定は、結局において、兌換停止と同様の結果をもたらした。兌換を請求して金貨を「無理に取ってくる人がある。取って家に帰ると刑事巡査が朝から晩まで付いて居る」(武藤山治「金解禁に就て」, 法政大学経済学会『金解禁問題を中心として』1926年, 25頁)といった状態は事実上の兌換停止を一層確実なものとしたことであろう。したがってこの省令によって、日本の金本位制は事実上停止されたわけである。

なお金の輸出禁止にさきだって、銀の輸出を禁止・制限するため9月6日「銀貨幣又は銀地金の輸出取締」に関する省令(第26号)が公布(即日施行)されて

いる。この銀の輸出禁止の原因は大戦にともなう銀価の騰貴および銀貨の海外流出を防止しようとしたものである。銀価は1915年の下期以後騰貴の一途をたどり(第1表)、このため補助銀貨の鋳解点(旧銀貨の鋳解点は金銀比価28.75, ロンドン銀塊相場32ペンス79, 1906年4月改正による新銀貨では21.6, 43ペンス65)を突破しつつあったからである。すなわち旧銀貨は1916年4月, 新銀貨は1917年8月, いずれも鋳解点に達し, 鑄潰されて地銀として販売あるいは海外に流出しつつあった。

第1表 金銀比価(ロンドン相場)(1915—1917)

月 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
1915	41.61	41.34	39.89	39.81	39.98	40.51	41.71	41.37	39.94	39.42	37.59	35.76	39.84
1916	34.98	34.96	34.17	30.75	26.51	30.36	31.50	29.94	28.92	29.14	27.62	25.90	30.11
1917	25.71	24.99	25.89	25.49	24.86	24.12	23.51	21.90	18.46	21.27	21.63	21.91	23.09

[注] 金1に対する銀の割合。J. L. Laughlin, *Money Credit and Prices*, 1931, Vol. I, App. II による。

金銀輸出禁止の体制は, さらに1918年8月の金銀製品および金銀合金の輸出許可則(省令第38号)によって補強された。

ところで, 当時わが国は莫大な出超を継続し, 正貨準備も9億7千5百万円(1917年8月末現在の数字。うち在外正貨5億5千2百万円)に達しており, さらに受取増加がみこまれていたから, 銀はともあれ, 金の輸出を禁止する必要はないかのようであったが, これが行われたのはいかなる理由によるか。

まず, 金輸出禁止と同時に公表された大蔵省自身の説明によると, つぎのとおりであった。

「米国電報ニ依レバ今回米国ニ於テハ金ノ輸出ニツキ同国政府ノ特許ヲ要スルコトナリタルガ如シ。若シ果シテ事実ナリトセバ, 我政府ハ経済上ノ必要ニ応ズルヤウ同政府ノ特許ヲ経テ, 金ノ現送ヲナスベキ必要ナル交渉ヲ遂グベキハ勿論ナリト雖モ, 先ヅ以テ内地ニ保存セル金ノ輸出ヲ防止スル処置ヲ執ルコトガ機宜ニ応ズル手段ナリトス。抑モ昨年以来上海ニ於ケル日本向為替相場ガ同地ノ金塊相場ニ割安ナルト, 将来ニ於ケル金価格ノ恢復見越トハ, 自然同

地ニ於ケル本邦向為替ノ買付ヲ促シ、其ノ結果盛ンニ我国ヨリ金ノ流出ヲ見ルニ至リシヲ以テ、我が政府ハ色々之ガ防止ノ途ヲ講ジタルモ、尚昨年初冬以来本年8月末マデニ支那向金流出高6千4百万円ニ達セルノミナラズ、此ノ情勢ハ将来尚繼續スベキ虞アリ。然ルニ一方米国ヨリノ金流入ガ自由ナルニ於テハ格別故障ナカルベシト雖モ、既ニ米国ガ一般ニ金ノ輸出ヲ禁止シタル以上ハ、我国ニ於テモ自衛上先ズ以テ金ノ輸出ヲ取締ルノ必要アリ、依ツテ之ニ関スル省令ヲ公布スルコトセリ……」。(前掲『明治大正財政史』95頁)

つまり、さきにのべた銀相場(金に対する)の上昇により、日本向為替相場(円)が相対的に下落し、それが上海あるいは香港における金塊相場の低落を上廻っていたこと、さらに将来における金価格の回復＝銀価低落見越しにもとづく投機の日本への集中を回避することが金輸出禁止の目的であったことになる。念のため、この日本向為替相場の低落

を便宜上上海・香港宛横浜正金銀行参着売相場(横浜正金銀行建値)で示すと第2表のとおりである。さらに参考のため中国・香港・印度向の金流出を示すと第3表のとおりである。(共に備考欄に注意されたい。)

貿易取引における巨額の出超(但し中国・香港の場合)にもかかわらず、金流出の行われていることに注目すべきであろう。

井上準之助はこの点についてのちにつぎのようにのべている。

「上海あたりのスペキュレーターが当時いかに金の思惑をやっていたかということはその後日本政府が彼

第2表

	上 海(両)		香 港(円)	
	1915年 平均 87.82		1915年 平均 88.76	
月	1916	1917	1916	1917
1	80.13	60.69	92.95	110.61
2	79.45	58.75	93.35	111.82
3	77.18	61.95	94.55	110.08
4	77.88	60.35	99.16	111.53
5	66.51	59.49	107.61	112.74
6	71.54	57.36	100.23	115.54
7	74.15	55.10	98.24	121.28
8	71.71	50.83	101.24	131.62
9	68.63	43.78	103.62	150.79
10	68.12	52.66	104.41	130.18
11	63.39	51.60	108.10	135.24
12	59.62	49.83	111.87	139.81
平均	71.25	55.20	101.28	123.44

〔注〕 上海相場は100円につき両(上海両)。
香港相場は100銀ドルにつき円(日本円)。
月別相場はすべて平均相場。数字はすべて『明治大正国勢総覧』による。

第3表 対中国・香港・印度商品貿易差額及び金銀輸出入 (単位千円)

内 訳	中 国		香 港		印 度	
	1915	1916	1915	1916	1915	1916
貿易差額	+49,656	+87,180	+25,807	+33,965	-105,382	-107,847
金輸出入	+14,993	+23,309	+ 3,805	+18,669	- 4,100	+100,609
銀輸出入	+ 3,108	- 3,370	+ 4	...	+ 1,814	+ 2,340

〔注〕 (1) 単位未満切捨、(2) 『金融事項参考書』による、(3) 金は金貨及び金地金、銀は銀貨及び銀地銀。金及び銀輸出入の場合、+は流出、-は流入を意味する。

等のもっていた金をば、約8千万円ばかり買いとったことでもわかるであろう。」(『大阪朝日新聞』昭和3年7月24日記載、井上準之助談話、ただし『朝日経済年史』昭和4年版、375頁による。)

金輸出禁止理由のいまひとつの要因は、印度棉花輸入資金の問題であった。日本の対印度貿易は第1次大戦以前より一方的な入超であった。この傾向は、わが国紡績業の発展にともなう原棉輸入の増大過程において、インド棉花輸入の割合が中国棉花輸入を圧倒した明治20年代末から継続した事態であった*。

* この点について詳しくは拙稿「日本紡績業におけるインド綿手当の必然性」；「インド紡績業の発展と日本におけるインド棉花の地位役割の変化」(共にアジア経済研究所『日印綿業交渉史』1960年所収) 参照。

対インド入超額は、大正初年つまり1912年以来つねに1億円を超えていた。日本の対インド輸入に占める棉花輸入の割合は8割をこえ、わが国総輸入額の約4分の1内外を占めていた。対インド貿易におけるこの差額は従来主としてロンドンにおけるインディアン・カウンシル・ビル (Indian Council Bill=印度省がイングランド銀行を通して売り出すルピー払印度政府宛送金為替) によって決済されていた。

ところが、1916年12月20日以後この売出しが制限されることになり、このため差額を決済すべき従来の為替機構に支障をきたし、インド棉花買付が阻害されるおそれが生じた。当時わが国の対インド入超は上にのべたように1億円内外であったから、売出制限によって利用しうる額が1ヵ月3百万円程度では、とうていこの差額を決済することができず、したがってインド棉花の買付を継

続することができないことになった。そこで日本銀行と横浜正金銀行とは協議の結果、できるだけ為替の手段によって差額の決済に努めるほかに上海における所有銀の一部を現送し、さらに不足する分は日本銀行から正貨を現送することになった。

こうして大正6年1月から8月までに約9410万円の正貨現送が行われたのである。(第3表のインド欄はこの変化をものがたっているといえるだろう。)この現送は当時までは、わが国に対しアメリカから巨額の現送＝金流入が行われていたのでさし当り問題ではなかった。(『明治大正財政史』第17巻、647-648頁)

ところがさきのアメリカの金輸出禁止によって、この補給路が絶たれ、インドに対して金の現送を行わねばならないことになった。その結果、さきの井上準之助の言葉をかりるならば「かかる事情の下において当業者が勝手に棉を買って、金を持ち出されては困るから、そこで私が紡績業やその他棉業関係の人々と懇談の上、一先づ金の輸出を禁止、その上其輸入資金を統制するところになったのである。」(前掲『朝日経済年史』376頁。なお井上準之助『戦後における我国の経済及金融』1925年、202-204頁)

ところで、以上の正貨流出の2つの要因に対する対策としての金輸出禁止＝正貨防衛の要求はそもそも何を基礎とするものであったか。

当時の大蔵大臣としてまたアクティブな対外膨張論者の一人であった勝田主計(寺内内閣)はこの点をつぎのようにのべている。

「当時日本には4億6千万円の正貨(但しこれは内在正貨—小野)があり、対外収支の関係は前古未曾有の好調にあって、一見金の輸出を禁止する必要はなさそうに思われるが、要するに世界大戦の戦局混沌、ロシア革命などで世界をあけて大不安裡にあり、各国とも金その他の輸出禁止をやるという有様だから、わが国も将来の有事に備えるために金の輸出禁止を断行したというのが真相なのである」と。(『大阪朝日新聞』昭和3年7月19日付、勝田主計談話、ただし前掲『朝日経済年史』338-339頁)

この世界情勢の不安と変化、つまりすでに勃発したロシア革命(3月帝政廃止)

とアメリカの参戦によって、それがなかなか極東情勢の変化に及ぼす影響(後述)に対処するための政治・経済的考慮(戦争後の事態に対する予測を含めての)こそ当時における金輸出禁止の最大の基線をなすものであった*。

*なお深井英五の同傾向の見解については『通貨調節論』1928年、237頁参照。ただし深井はさきの井上の指摘するスペキュレーション要因をも考慮している。

この点について、たとえば武藤山治は、自分の国へ金が増えて来る時に出て行く事を禁ずるような大蔵省令を出したということは、今日から考えれば実に「不可思議千万」なことであり、如何に当時の大蔵大臣が日本の立場を考えなかったかという1つの証拠であると批判し(前掲書、19-20頁)、また楠見一正氏も「我国当局は米国の金輸出禁止に狼狽して直ちに之に追隨したのは、全く無智の表白であって失態というの外はない」とのべている。(『金輸出解禁問題』1929年、19-20頁)

しかし、これらの意見は政治的考慮を無視した純経済論的見地からしても、当時における銀の騰貴、および為替取引の変態・混乱から生ずる金流出の可能性を無視し、国際収支が受取超過であれば、正貨は流出しないというあまりにも常識にとらわれた見解からの批判にすぎないように思われる。

II

第1次世界大戦が終了し(1918年11月休戦)、1919年(大正8年)6月12日アメリカは他国にさきがけて金輸出禁止を部分的解除し、つづいて7月13日全面的に金解禁を行った。当時日本の貿易はすでに入超に転じていたが、国際収支はなお全体として不安なく、保有正貨は内外合計して1918年末15億8千8百万円、1919年末20億4千5百万円を数え、為替相場も1919年中最高51ドル $\frac{7}{8}$ 、最低49ドル $\frac{7}{8}$ の間にあり、通常最好最適の金解禁断行期にあったといわれている。(第4表、第5表参照)

しかし当局は金輸出禁止を継続した。その理由について当時蔵相であった高橋是清(原内閣)はつぎのようにいっている。

第4表 正貨現在高その他 (単位百万円)

年次	所有別		計	所在地別		兌換券 発行高	正貨準 備率%	物価指数 (東京卸売物価) 1914.7=100
	政府	日銀		内地	海外			
1914(大正 3)	49	292	341	128	213	386	56.6	100
1915(4)	153	363	516	137	379	430	57.6	101
1916(5)	262	452	714	227	487	601	68.2	122
1917(6)	386	718	1,104	461	643	831	78.0	154
1918(7)	855	733	1,588	453	1,135	1,145	62.2	202
1919(8)	1,051	994	2,045	702	1,343	1,555	61.1	248
1920(9)	887	1,291	2,178	1,116	1,062	1,439	86.5	272
1921(10)	791	1,289	2,080	1,225	855	1,546	80.5	210
1922(11)	667	1,163	1,830	1,215	615	1,558	68.2	206

〔注〕 日銀所有分は準備外正貨を含む。井上準之助『戦後に於ける我國の經濟及金融』
附録第3表による。

「その当時のわが朝野の対支意見は今から思えば、かなり積極的、アグレッシブなものであった。しかし私は武力的侵略には反対であった。武力で侵略したものは必ずいつか武力で奪還される。故に支那に対して、わが国力を發展せしめようとするためには、どうしても経済的でなければならないというのが私の意見であった。支那は今でこそ国乱れ、混沌としているが、いずれは国情安定する時が来るだろう。その時に国を治め、民を鎮めるためには、鉄道を數たり、産業を興したりして、先づ要るのは金だ。支那がこうして多額の資金を外国に求めるのはあまり遠い将来のことではないと私は考えた。そしてその場合に日本が5、6億ぐらゐの金を立ちどころに貸せるだけの用意をして置かねばならぬ。そうでなければ世界の現状からいって、英国か米国のいずれか必ず独占して貸すに違いない。一度英米が支那を経済的に征服してしまえば、武力的征服の場合とちがってこれをくつがえすことは容易な業ではない。日本はどうしても列国に先立って、たとえ列国と借款団を組織するにしても、その借款団をリードする立場に立たねば駄目だ。こう考えて私はどうしてもこの際5億や6億の金は内地に余分に備えておかねばならぬと思った。海外においてある正貨は、一度事があれば全く当にならぬ。だから内地に保有する金は極力ふや

第5表 対米為替相場
(100円につきドル、電信売
相場、横浜正金銀行建値)

年次	最 高	最 低
1914	49 $\frac{1}{2}$ ^{ドル}	49 ^{ドル}
1915	49 $\frac{1}{4}$	48
1916	50 $\frac{3}{8}$	49 $\frac{3}{4}$
1917	50 $\frac{7}{8}$	50 $\frac{3}{8}$
1918	52 $\frac{1}{8}$	50 $\frac{7}{8}$
1919	52 $\frac{1}{8}$	49 $\frac{7}{8}$
1920	50 $\frac{5}{8}$	47 $\frac{3}{4}$
1921	48 $\frac{1}{4}$	47 $\frac{7}{8}$
1922	48 $\frac{1}{2}$	47 $\frac{1}{2}$

[注]

対米法定平価 49 $\frac{7}{8}$ ドル、

金輸入点 50 $\frac{3}{8}$ ドル、

金輸出点 49 $\frac{3}{8}$ ドル。

すことに努めて、出て行くことを制すべしというので米国が金の輸出を解禁した時にも、又その後金が続々と我国に入ってきた時にも、我国の金解禁は断行する気がなかった。」(『大阪朝日新聞』昭和3年7月21日、高橋是清談話、前掲『朝日経済年史』342-343頁)

当時日本銀行総裁であった井上準之助はつぎのよにのべている。

「大正7年(1918年)にヨーロッパの戦争が済みまして、大正8年に平和条約が締結されました。その条約の調印前にアメリカは金の輸出解禁を致しました。……そのときに日本もアメリカ同様に金の輸出解禁をするか、せぬかということは余り世間の問題ではなかつたのでありますが、当局者の間では相当に問題であつたのであります。……私は経済上の立場からいえば当然金の輸出解禁をすべきものと考えておつたのであります。しかしながら……世界の状態は未だ安定しておらぬ。ヨーロッパの戦争は漸く済んだけれども未だ安定しておらぬ。なかんずく

ヴェルサイユ会議中の空気や、またアメリカの態度から測ってみると、もし世界に事があるならば必ず東洋にある。東洋に必ず事があると考えなくちゃならぬ。そう考えてみると……手許に4億円の正貨があり、外国には13億円の金がありますが、此時の状態から考えてみると、手許に在る金貨は金として十分な役をなすけれども、外国においてある金は用をなさぬのだ。もし一旦世界に事が起れば、海外の市場においてある金は、金として当にならぬのである。したがって海外においてある金は使ってもよいが手許にある正貨というものは使いたくないという考え、すなわちこれは私にいわせますと政治上の考えからしてこの輸出解禁はその時はしない。こういうことの状態にあつたもので

あります。これの正しかったか、正しくなかったかということは議論もありましょうが、しかしながら大正11年(1922年)すなわち大正8年(1919年)のヴェルサイユ会議より3年経た後に、ワシントン会議を開いて、そうして四国協約すなわち支那に対する問題あるいは太平洋に対する問題を英米仏日の四国で協定した事を考えますと、ヴェルサイユ条約締結の当時に於いては、東洋に於ける問題はすこぶる注目された問題であったということを考えましても、あえて不都合でなかったろうと考えているのであります。」(『戦後における我国の経済及金融』205-207頁。ただし傍点は小野)

ここで井上準之助は金解禁は当時経済的に可能であったが、政治的・軍事的理由(おそらくそれは大戦中を通じてすでに発生した極東なかんづく中国問題さらにソ干渉戦争=シベリア出兵をめぐる日米の抗争・対立の強化をいみずる)によって不可能であった点を強調しているが(この井上の見解はさきにあげた朝日新聞での談話の中でもくりかえしのべている。前掲『朝日経済年史』377頁参照)、高橋是清が明確ののべているように、それは当時の世界情勢下における日本の大陸の経済的進出にかかわる事柄でもあった。つまり、それは単に政治・軍事的理由にもとづくものではなくて、第1次大戦によってもたらされた蓄積条件の変化、すなわち先進ヨーロッパ商品の途絶による国内市場の独占と東洋市場の独占さらに連合国その他に対する輸出増加によって、飛躍的な発展をとげ(第6, 7表)、これまで相対的におくれていた金属、機械、化学工業など重工業の成長を内実とする本格的な独

第6表 会社ならびに工場(1914-1922)

年次	会 社		工 場			
	会社数	払込資本金額	工場数	職工数	動力	生産額
	千社	百万円	千工場	千人	千馬力	百万円
1914	16	2,068	17	853	946	1,371
1919	26	5,975	43	1,611	1,953	6,737
1922	30	8,989	46	1,528	2,394	5,978

[注]『金融事項参考書』、『工場統計表』による。
ただし『日本興業銀行50年史』による。物価騰貴率(第3表)を考慮しても生産増は2倍以上に上った。

占段階の確立期に入った日本資本主義の基礎的条件そのものに関連していたのである。そして、政治的・軍事的理由もまたかかる市場圏の確保と拡大(ヨーロッパの回復以前におけるその確保)に関連していたのである。

第7表 国際受取超過額 (単位百万円)

年次	貿易 出超額	貿易外受 取超過額	合計
1915(大正 4)	176	72	248
1916(5)	371	285	656
1917(6)	567	456	1,023
1918(7)	294	576	870
1919(8)	-74	504	430
合計	1,334	1,893	3,227

〔注〕 貿易は内地のみ、いずれも非上準之助、
前掲書、附表により算出。

これに対し後にいくつかの批判が行われている。たとえば山室宗文はもしこの時期に金の輸出を自由にし、経済の調節にまかせていたら、戦後における非常な財政膨脹あるいは景気過熱を阻止することができ、その後の莫大な入超をみずに済んだと思われるとのべ(『金解禁を中心とする我国経済及金融』改造社版、経済

学全集、第46巻、1931年、93-94頁)、また石橋湛山はさきの1917年の金輸出禁止を支持しつつも、この1919年の場合、もしこの析金の輸出を解禁しておれば、少なくとも1931年(昭和6年)世界的に再び通貨問題の紛糾を来すまで、日本は金解禁問題で余計な苦しみをなめる必要なく、戦後反動恐慌を回避し、それにとまなう貿易入超を避け、財界は平時の常態に戻りえたにちがいない。高橋蔵相は当時において世界戦争が終息したが、日本はまだシベリアに出兵を継続し、東洋の風雲容易に楽観を許さざれば妄りに金の輸出を自由にし正貨を失ってはならぬと考えたといわれるが、之実に驚くべき妄想をいだいたものというべきである。かりにもし東洋の形勢が蔵相のいうごとくであり、その準備として正貨を必要とするとしても、政府所有の正貨および必要ならば日銀所有正貨の一部を別に保留しておけばよいことであった。大正8年におけるわが国はアメリカとならんで二大対外債権超過国であり金輸出解禁についてイギリスなどと比較にならぬ好条件を具えていた。愚かなる政府の政策がいかに国家の前途を誤り国民を苦しめるかの一大例証であると痛烈な批判を下している。(『金解禁の影響と対策』1929年、24頁。なお同じことは『日本金融史』改造社版、現代金融全集、第12巻、1936年、229-230頁)

高橋亀吉氏も同様の批判を展開し、同時に、高橋大蔵大臣の対支投資リードの必要よりする金輸出禁止継続論について、「これは非論理でいささか疑問で

ある。すでにアメリカが金輸出解禁をしているのであるから、対支投資上の必要ならば巨額の在外正貨を優に利用しうからである」としている。『大正昭和財界変動史』中巻、1955年、860頁)

当局者の中にも当時金解禁を力説したものも存在した。たとえば当時の日銀副総裁であった木村清四郎について片岡直温はつぎのように指摘している。「木村君は日銀理事の時代から我財界の放漫に流れるを慨して、専ら之が抑制に苦心し、大隈内閣以来の正貨政策を採って、戦争により内地に流入せる巨額の正貨を海外に振りむけ、金融界を統制せんことに非常に力瘤を入れていた。それゆえに大正8年6月において、いよいよ米国の金解禁となるや同君は正貨保有の潤沢、為替高その他、我国当時の経済状態より推し、この際我国も米国と同様、金解禁を即行して金本位制の常態に復するとともに、物価を引下げて、入超を防ぎ、戦時膨脹せる経済機構の建て直しを行うことの急務なるを力説して止まなかった。」(片岡直温『大正昭和政治史の一断面』1934年、256頁)

このような批判が発生したのは、むしろこのような健全財政・健全通貨主義的批判を容認し、支持する経済的基盤と同時にそれを代表する政治的勢力の存在(主として民政党によって代表される)を物語るものであるが、しかし現実にはこの意見はしりぞけられ、金輸出禁止は継続されることになった。

それはさきの井上準之助の言葉の中にみられるように、当時民間財界では金解禁はほとんど問題とならなかったのであるが、このことは金解禁論の実体的な基盤=推進力がなお国内的にはもちろん、国際的にも成熟していなかったことを意味している。(当時、列強の中で金本位に復帰しえたのはアメリカだけであった。)

1918年11月の休戦成立と共に、反動整理過程は戦時中もっとも好影響をうけた鉄鋼、化学、薬品、染料等の産業部門にはじまり、各種商品に波及し、その上外国貿易においても、新規注文の杜絶、既契約品の取消し、輸出品の引渡し困難などによって打撃をうけ、海運業者もまた、これにともなって、出荷の減少、運賃、備船料などの激落をこうむり、それらはひいては造船業に悪影響を

与え、産業界は食品関係を除いてすべて休戦の反動をまねがれることができなかった。(日本銀行調査局『世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動揺史』50-51頁)

しかし、ヨーロッパ諸国は大戦の影響から直ちに立直ることができず、その復旧に多大の物資を必要としたため、需要はなお衰えず、また直ちに世界市場に進出する余裕をもたなかった。その上アメリカにおける景気回復と好況、銀価騰貴傾向の持続に支えられた対中国輸出の増加などに刺戟され、1919年4月頃から市場は急速に回復に向かい、物価は上昇し、一方輸出も前年を上廻る水準を維持した。その間為替相場は金輸出点(対米49ドル $\frac{3}{8}$)を上廻る水準にあった。

このような段階において金解禁による整理を行なうべき必然性は存在しなかった。いいかえれば解禁を推進しうる基盤＝指導的勢力自体が存在しなかったのである。いな戦争景気にくれ上った指導的勢力(独占資本)の体質自体が、むしろそれ故に解禁にともなう整理＝デフレ過程に耐える程強力ではなかったのである。かくて金輸出禁止はなお蓄積の阻害的要素となっていなかった。

ヨーロッパ諸国もロシア革命とそれにつづく戦後の社会的不安・動揺、革命的情勢によってデフレ策をとって整理を遂行し、戦時インフレを終結せしめる力はなく、したがってまた金本位制への復帰、その前提としての健全財政への復帰をなお日程に上提することができない状態におかれており、日本においても、1918年の米騒動、さらに1919年3月の朝鮮における万才事件に表現された社会的動揺が底辺を形造っていた。このような段階で金解禁デフレ策をとることは好ましいことではなかった。むしろそれは失業を通じて社会的不安を激成する要因にほかならなかったからである。

さらに当時日本はすでに人超に転じていたとはいえ多額の内外正貨を有し(約20億円、当時兌換券発行高15億円内外、財政支出(一般会計歳出)10億円内外であることと対比せよ)、アメリカとならんで世界における二大債権国たる地位にあり、他方ヨーロッパ諸国は戦争からの回復に忙殺されて、従来のような日本に対する資本供与国たる地位に立ちえなかった。つまり日本としては外資導

入をこれらの国に期待しえず、またその必要もさし当り存在しなかったのである。外資導入条件の主要要素としての金本位制の効能は、日本にとってさし当り、その効果を期待しうる状態ではなかった。しかも日本は当時第一級の資本供与国たるアメリカと、まさに両者が第1次大戦に対してもったその同じ有利な条件のゆえに、すでに極東において、敵対的な関係に入っていた。いまその底流の一端を中国貿易において示すと第8表のとおりである。日米なかんずく日本の上昇に対するアメリカの
 促迫とイギリスの衰退傾向に注目されたい。だから金本位制に復帰したとしても、アメリカからの資金的な援助を期待することは、少なくともこの段階ではできなかつた。

高橋是清あるいは井上準之助にみられる金輸出禁止継続策に

おける極東情勢の重視は、そのかぎりにおいてこの当時における国内的、国際的諸条件に適応するものでもあったわけである。

山室宗文、石橋湛山、高橋亀吉氏等による、この段階が解禁の最も絶好期であり、これをやらなかつたのは政府の愚策だとする事後的な批判は、上にのべた当時における日本の国際的、国内的諸条件（むろんそれ自体日本が受動的にうけとったものではないが）——同時にそれは根本的に日本資本主義の蓄積条件にかかわることでもあるが——に対する考察を欠いた一面的な批判にとどまるものといえるであろう。たとえば寺島一夫は上記山室宗文の見解に対して、たとえかりに1920年の恐慌が日本において開始されなかつたとしても、世界恐慌として勃発したことは疑いえない。この場合当時の在外正貨の状態などを考慮するならば、当時における金解禁いかに、その直後の経済情勢に対して左程大きな影響をもつたとは考えられない。つまり山室のいうように景気過熱を

第8表 中国貿易に占める日・英・米の比率 (%)

年次	輸 出			輸 入			総 額		
	日	英	米	日	英	米	日	英	米
1890	5.8	19.4	2.9	5.5	15.0	9.4	5.7	17.6	5.5
1900	12.2	21.5	7.9	10.7	5.9	9.3	11.5	14.8	8.5
1910	16.6	15.3	5.5	16.2	4.9	8.5	16.4	10.6	6.8
1915	26.5	15.7	8.2	18.5	7.6	14.9	22.7	11.9	11.2
1920	29.7	17.2	18.1	26.2	8.3	12.4	28.4	13.6	16.1

〔注〕米谷栄一『近世支那貿易史』1939年、299頁による。

おさえ、入超をみなくて済んだというようなことはいえないことを正当にも指摘している。(寺島一夫『日本貨幣制度論』1937年, 99頁)

各国の卸売物価の動向はそのまま各国の輸出品価格指数の動向を表現しているわけではない。しかし各国の物価の動向はある程度相対価格の趨勢を反映しているであろう。当時の段階において日本の卸売価格は、たとえ為替相場の相対的高位を考慮しても、そのかぎりではなお各国に比べて著しい格差をもっていたわけではない(第9表)。それ自体が独自の要因として、明白な矛盾として現われるのはむしろ1920年代以降に属することであろう。むしろ物価の上昇

第9表 日・英・米物価指数
(ドル換算: 1913年1月=100)

	日	英	米
1914	93.2	98.1	94.3
1915	103.8	118.4	105.6
1916	135.9	154.7	127.4
1917	170.7	196.6	169.0
1918	222.6	216.7	198.3
1919	242.7	209.4	198.9

[注] 東洋経済『物価20年』
1936年による。

にもかかわらず為替相場の相対的高位は財政金融面での拡張政策と相まって入超への傾向を強めることは疑いえない。それを通して輸出が圧迫されるのも事実である。しかし戦争終結直後の入超はその場合戦時下において資本によっても満たされなかった再生産条件=物的資材・設備の確保・更新をいみしたかもしれない。そのかぎり高い為替率は資本の要請でもあったわけである。その限り整理を要請する経済的基礎はこの場合にも存在

しない。しかも日本の場合輸入は主として軍事産業・財閥系大企業に関連し、輸出はむしろ低賃銀に依拠する中小企業・零細農家副業によって伝統的に荷われてきているのである。

ところで、以上Ⅰ, Ⅱでふれた2つの時期における金輸出禁止政策を規定した主要なる要因(それは1920年の反動恐慌をへて1921—22年のワシントン会議にいたる時期の金輸出禁止策をつらぬく要因であり、またその後の金解禁問題のすべてを貫流する規定的要因でもあるが)である国際的緊張それ自体をもたらした物的要素=担体(その主要な1つとしての対外投資)について次稿で検討を行うことにしたい。(1966. 5. 25)